

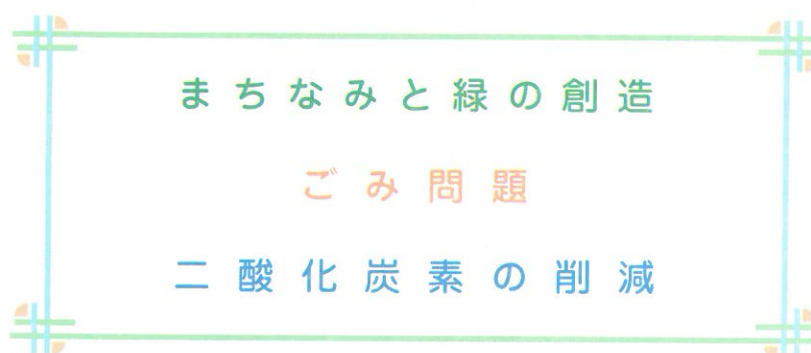
第 3 章  
逗子市での重点課題



## 第1節 三つの重点課題

今日、地域から地球規模まで多岐にわたる環境問題が顕在化し、これらの問題は相互に関連し合い、複雑化・深刻化する状況にあります。問題解決に向けて国、県、市町村により、それぞれのレベルでの施策が展開されています。

本計画は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものです。特に、現在の本市の環境を考えた場合において、どこに問題があり、どう取り組んで行くべきか、中・長期にわたり重点的に取り組むべき項目として、以下の3項目を重点課題としてとらえました。

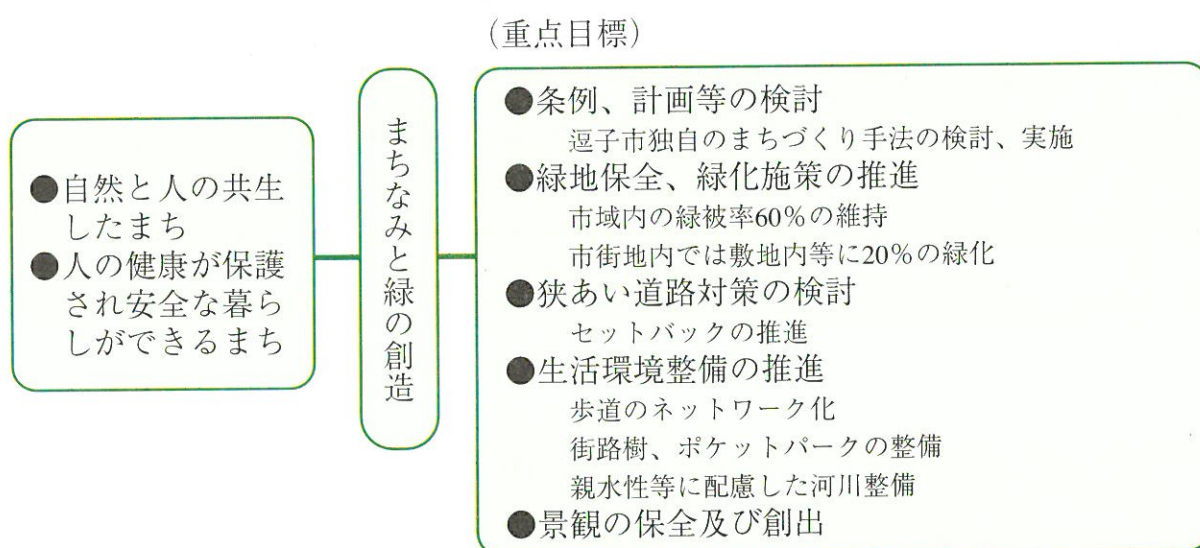


この3項目については、国内外の自治体においても取り組むべき課題とされているものですが、本市の環境課題の中でも特に市民の問題意識が高く、平成10年に実施した市民意識調査でも関心度が高いという結果になっています。

このことから、「まちなみと緑の創造」「ごみ問題」「二酸化炭素の削減」を特に重点的に取り組むべき課題として位置付け、早期に計画や施策の検討を行う必要があります。

## 第2節 重点課題への取組み

### 1 まちなみと緑の創造



逗子市という一つの都市空間において、居住し生活する人々の快適さの要素として、市を囲むようにある丘陵地などの緑地、さわやかな空気や澄んだ水、安全で歩きやすい道路、生活に便利な施設、その場所に調和したまちなみ景観、生きものとのふれあいなど様々なものがあります。

現在、市民の問題意識の高いものに、「開発行為や中高層建築物の建築」の問題があり、また、それに伴い、「緑地」「道路」に関する意見や苦情が多くなっています。

また、本市の原風景の一つである海、そしてそこに流れ込む河川の環境を保全・創造することも重要となっています。

### 「開発行為、中高層建築物の建築」

本市のまちなみは、住宅都市として発展してきた経過の中で大きく変わってきました。近年の住宅事情等の変化に伴い、戸建住宅用地の分譲や中高層の共同住宅の建築などが斜面地を造成したり既存の宅地で行われてきましたが、これらの建築物などをめぐって地域でのトラブルが発生しています。

現在、市内には多くの開発行為、中高層建築物の建築が実施または計画されています。これらの計画は、現行の都市計画法や建築基準法等の法令の範囲内で行われているとともに、逗子市独自のまちづくりの基準である「逗子市の良好な都市環境をつくる条例」や「逗子市開発指導要綱」を遵守しています。（平成4年4月1日から平成10年12月末現在での手続件数「逗子市の良好な都市環境をつくる条例」23件、「逗子市開発指導要綱」75件）しかし、日照やプライバシー、景観等の問題において地域住民の意識と大きくかい離している状況にあります。

現行法体系において、基礎的自治体に独自のまちづくりを進める権限が付与されていない中で、開発行為、中高層建築物の建築を行おうとする地権者や事業者の意向と地域住民の意向や環境保全との調整が大きな問題となっています。

現行法体系の中で認められた制度の活用を市民とともに進めると同時に、逗子市独自のまちづくり手法の検討を行い、速やかに実施していく必要があります。

逗子市の良好な都市環境をつくる条例手続件数

	件数
平成4年（1992年）度	0
平成5年（1993年）度	1
平成6年（1994年）度	4
平成7年（1995年）度	3
平成8年（1996年）度	5
平成9年（1997年）度	8
平成10年（1998年）度	2
計	23

出典）逗子市資料

※条例手続上、完了書を交付したもの

逗子市開発指導要綱手続件数（協議を締結したもの）

開 発		中高層（個人の専用住宅は除く）	
平成4年（1992年）度	0	平成4年（1992年）度	12
平成5年（1993年）度	2	平成5年（1993年）度	12
平成6年（1994年）度	5	平成6年（1994年）度	6
平成7年（1995年）度	2	平成7年（1995年）度	4
平成8年（1996年）度	6	平成8年（1996年）度	9
平成9年（1997年）度	8	平成9年（1997年）度	6
平成10年（1998年）度	1	平成10年（1998年）度	2
計	24	計	51

出典）逗子市資料

※開発指導要綱に基づき協議を締結したもの

開 発：都市計画法に規定する開発行為で、面積が500平方メートル以上のもの

中高層：開発指導要綱適用範囲内の個人の専用住宅を除く建築行為

「緑地」

市内の市街化区域及び市街化調整区域を合わせた緑被率は、62.8パーセントとなっています（「逗子市緑の基本計画」）。市を取り囲む丘陵地は、市街地の緑の景観と首都圏に残された貴重な緑地としての価値がありますが、近年、住宅都市として発展してきた経過の中で、この丘陵地も開発され住宅地に変化しているところが見られます。

減少しつつある緑地、特に斜面緑地を保全していくために、「自然と人の共生」を基本にした施策を進めるとともに、残された緑地を適正に管理していく方策が必要です。

また、既に宅地化された地域については、生け垣の推進などによる緑の創出や建替時の緑化の啓発などにより、市街地内の敷地内等の20%緑化の確保に努める必要があります。

（\*緑被率及び緑化（緑地）の状況については、「逗子市緑の基本計画」の見直しの際に調査・把握することとします。）

緑の現況量

（単位：ha）

区 分	市街化区域 (1)	市街化調整 区域 (2)	都市計画区域 (3)=(1)+(2)
自然林	15.91	73.83	89.74
スギ・ヒノキ等の人工林	37.01	232.73	269.74
クスギ・コナラ等の二次林	119.71	402.63	522.34
竹林	1.90	1.50	3.40
ススキ・ササ等の草地	20.94	47.81	68.75
水田	-	-	-
畑	10.59	3.84	14.43
果樹園	0.18	-	0.18
裸地	14.30	3.60	17.90
水面 <sup>*2</sup>	7.06	2.19	9.25
水辺 <sup>*3</sup>	3.43	-	3.43
都市公園の植栽地 <sup>*4</sup>	14.52	7.07	21.59
公共公益施設の植栽地 <sup>*5</sup>	14.54	11.65	26.19
民有地の植栽地 <sup>*6</sup>	39.89	2.58	42.47
合 計	299.98	789.43	1,089.41

出典）「逗子市緑の基本計画」

- 注 \*1：面積は全て図上計測値である。  
 \*2：水面とは、河川、湖沼、水路等、現況が水面であるものをさす。  
 \*3：水辺とは、海浜、海岸、湖畔等、現況が水辺地であるものをさす。  
 \*4：都市公園の植栽地は、都市公園法で規定しているもの内にある緑被地である。  
 \*5：公共公益施設の植栽地は、都市公園を除く公共公益施設内にある300㎡以上の一団となった緑被地である。  
 \*6：民有地の植栽地は、民有地における上記以外の300㎡以上の一団となった緑被地である。

「道路」

旧来からの住宅地とその周辺では十分な道路幅が確保できないことなどにより、市が管理する道路のうち、幅員が4メートルに満たない狭い道路が約60パーセントあるとともに、谷戸では急な坂道が多いなど、特徴的な地形が見られます。

超高齢社会が伸展する中で、歩行の安全性の確保や段差の解消などバリアフリーの道路整備とともに街路樹やポケットパークの設置などによる安全かつ快適な道路環境の創出が必要です。また、十分な道路幅の確保には限界があるため、地域の事情にあった道路づくりを検討する必要があります。

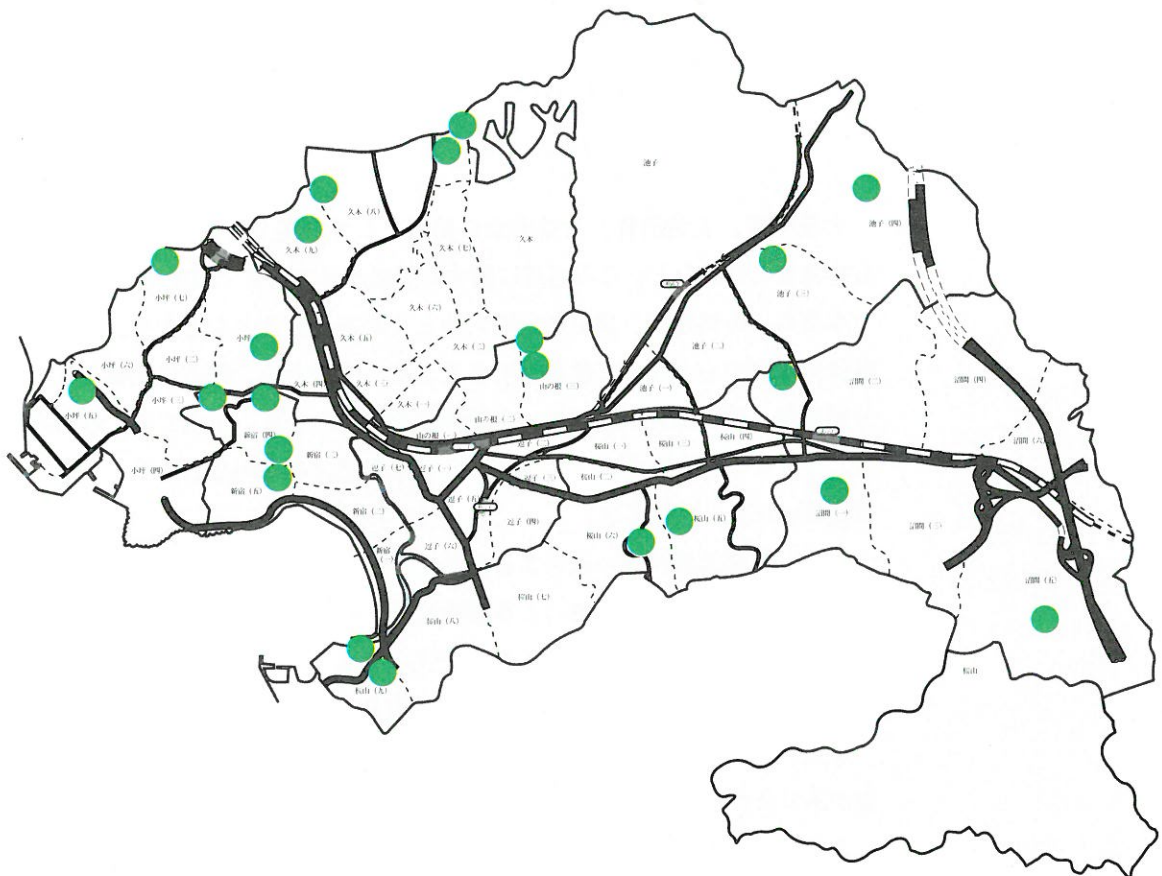
(参照)

「第4章施策の方向」で関連する項目

第1節 6 建造物影響 7 景観 9 公園緑地の整備 10 居住空間の整備

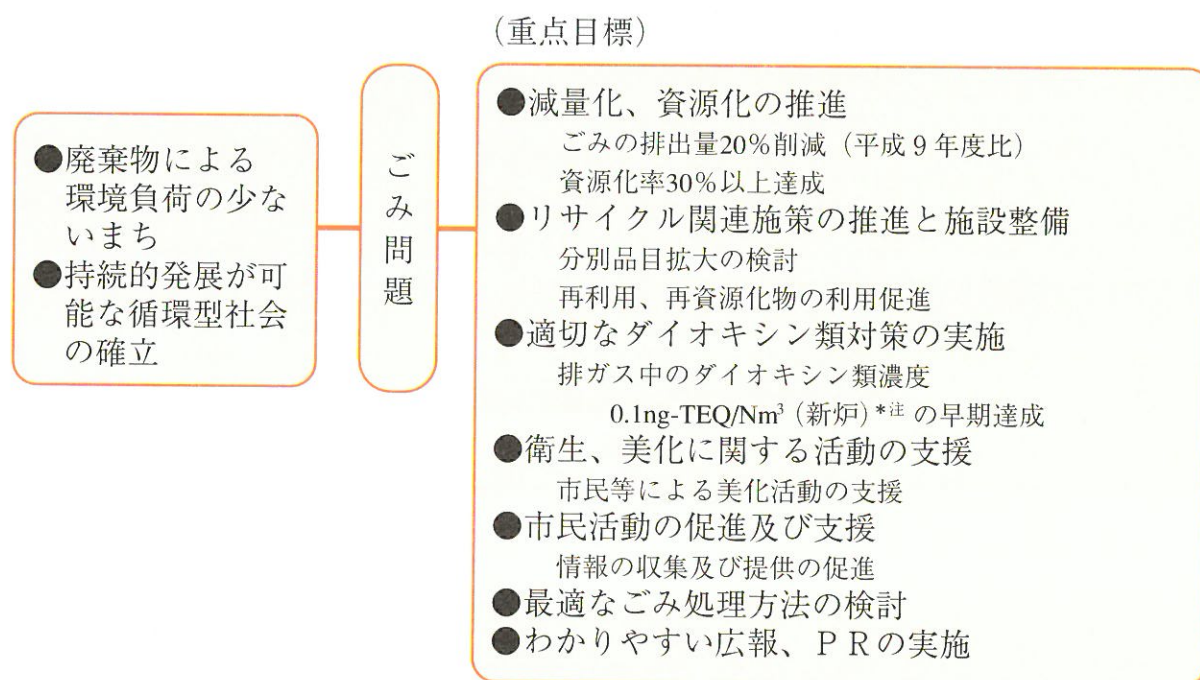
第3節 2 緑

開発行為の現状（平成10年12月1日現在）



出典) 返子市資料

## 2 ごみ問題



(\*注 現在の炉については、1ng-TEQ/Nm<sup>3</sup>)

大量生産、大量消費、大量廃棄の結果として、埋立て地不足、資源の枯渇、有害物質の排出など、ごみ処理に関する問題が日本全体で顕在化しています。

本市のごみ処理は、最終処分場にゆとりがあったことなどから、焼却処理と破碎処理が中心となって推移してきました。このため、他市に比較してごみの分別収集・再資源化が遅れている状況になっています。市内でのごみの排出量は、平成4年度から平成8年度までの5年間では年間約2万4千トン前後とほぼ横ばいになっています。

また、焼却処理に伴い発生するダイオキシン類は、人体や生態系への影響が指摘されています。廃棄物による環境に対する負荷を低減するため、また、本市の最終処分場の処理能力にも限界があることなどから、「減量化、資源化」、「ダイオキシン類対策」について重点的に取り組む必要があります。

また、駅前や街路、夏場の海岸周辺などでの「環境美化」対策を推進する必要があります。

これからは、ごみ処理問題を広域的に対処するため、近隣市町との連携が方向付けられています。



「減量化、資源化」

本市では空き缶・空きびん等の分別収集を実施しています。平成9年度の資源化量は、アルミ缶、スチール缶、びん、鉄分、鉄屑、ダンボール等1,169トンとなっており毎年増加しています。さらにペットボトルの分別、プラスチック類の分別など分別収集と資源化を充実し、循環型社会へ移行していく必要があります。そのためには、市民一人ひとりのごみに対する認識を高める施策の実施とともに、市民の自主的な活動の支援を強化する必要があります。

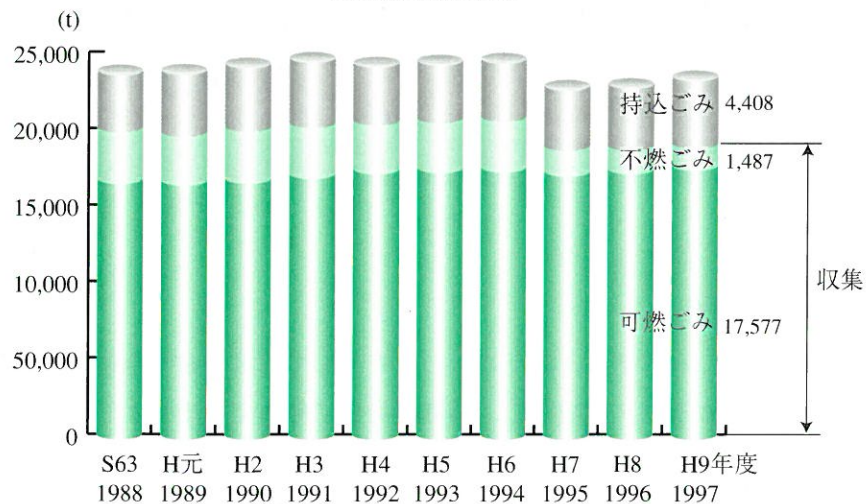
また、最終処分場の延命策として、焼却後の灰の容量を減らすための手法の検討を進める必要があります。

現状のごみ処理能力

施設名	処理能力
焼却処理施設	140T/24H (70T/24H×2基)
粗大ごみ処理施設	30T/5H
空き缶・空きびん選別処理施設	約5T/5H

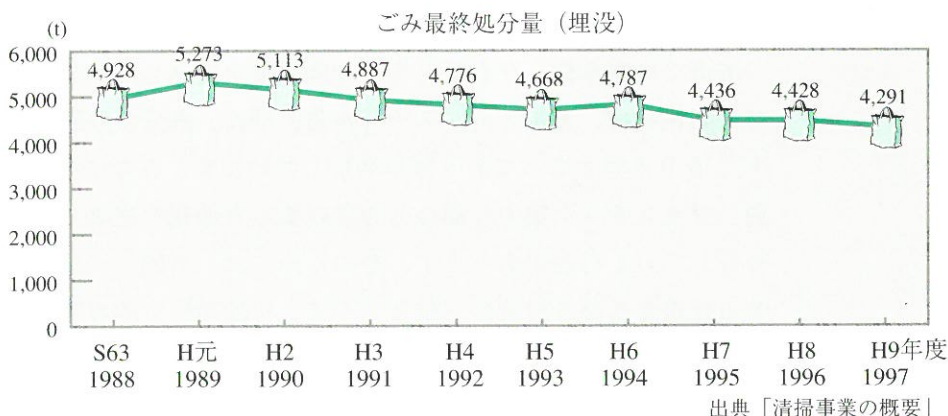
出典) 逗子市資料

ごみ収集量の推移



\*平成7年3月から空き缶・空きびんの分別収集を実施

出典) 「清掃事業の概要」



### 「ダイオキシン対策」

本市の焼却施設から排出されるガス中のダイオキシン類は、現状では基準値以下となっていますが、平成14年12月以降適用される基準値を満足するものとはなっていません。焼却施設の大規模な改修などダイオキシン類総量に係る恒久対策の実施が必要です。このダイオキシン類については、市民の大きな関心となっていることから、積極的に情報を提供する必要があります。

焼却施設からのダイオキシンの排出量

項目	単位		1号炉				2号炉			
			EP入口	EP出口	EP灰	焼却灰	EP入口	EP出口	EP灰	焼却灰
ダイオキシン類 毒性等価濃度	ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> (灰はng-TEQ/g)	平成8年度	4.4	7.5	11		6.4	16	29	
		平成9年度	1.1	14.0	15	0.19	2.0	19	27	0.48

注) EP: 電気集じん装置

出典) 逗子市資料

### 「環境美化」

本市では、散乱ごみの対策として「逗子市空き缶等の散乱防止等に関する条例」を制定し、環境の美化に努めています。しかし、きれいで清潔な環境を維持するためには、市民一人ひとりの美化意識を高め、地域ぐるみの美化活動が必要です。また、海水浴客等の通過者への啓発も必要です。

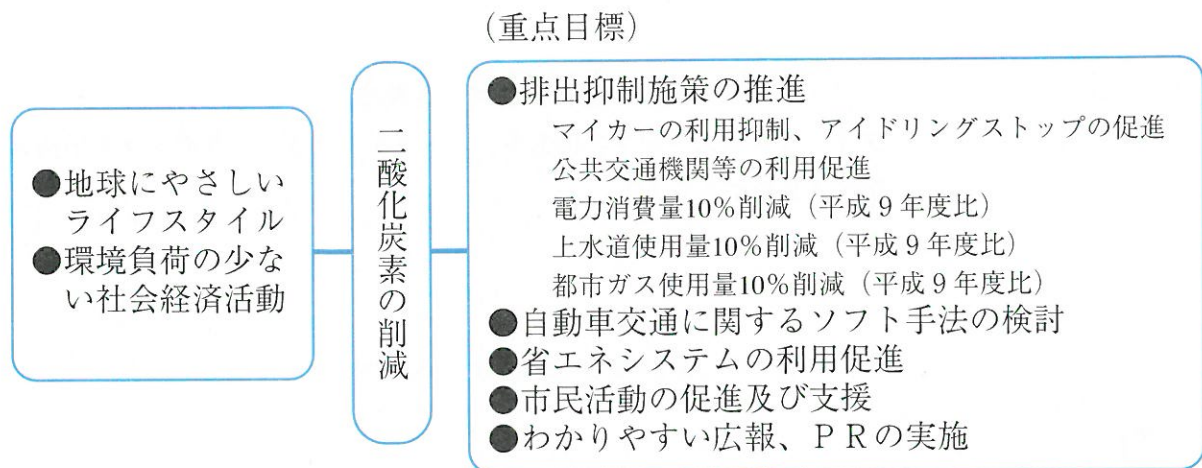
(参照)

「第4章施策の方向」で関連する項目

第1節 1 大気保全 3 土壌保全 4 化学物質 8 美化

第2節 1 廃棄物排出抑制 2 物の循環利用

### 3 二酸化炭素の削減



地球規模の環境問題の中でも、地球温暖化は最も深刻な問題であり、予想される影響の範囲が空間的にも時間的にも広がりを見せている現在、早急に世界的な取組みが必要とされています。

日本では、1997年（平成9年）に開催された地球温暖化防止京都会議で、温室効果ガスの排出量を2008年から2012年の5年間の平均で1990年レベルより6パーセント削減することとなりました。これを踏まえ、「地球温暖化対策の推進に関する法律」により、地方自治体は温室効果ガスの排出抑制などのための施策を推進するとともに、事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出抑制などのための措置に関する計画を定めなければならないことになりました。

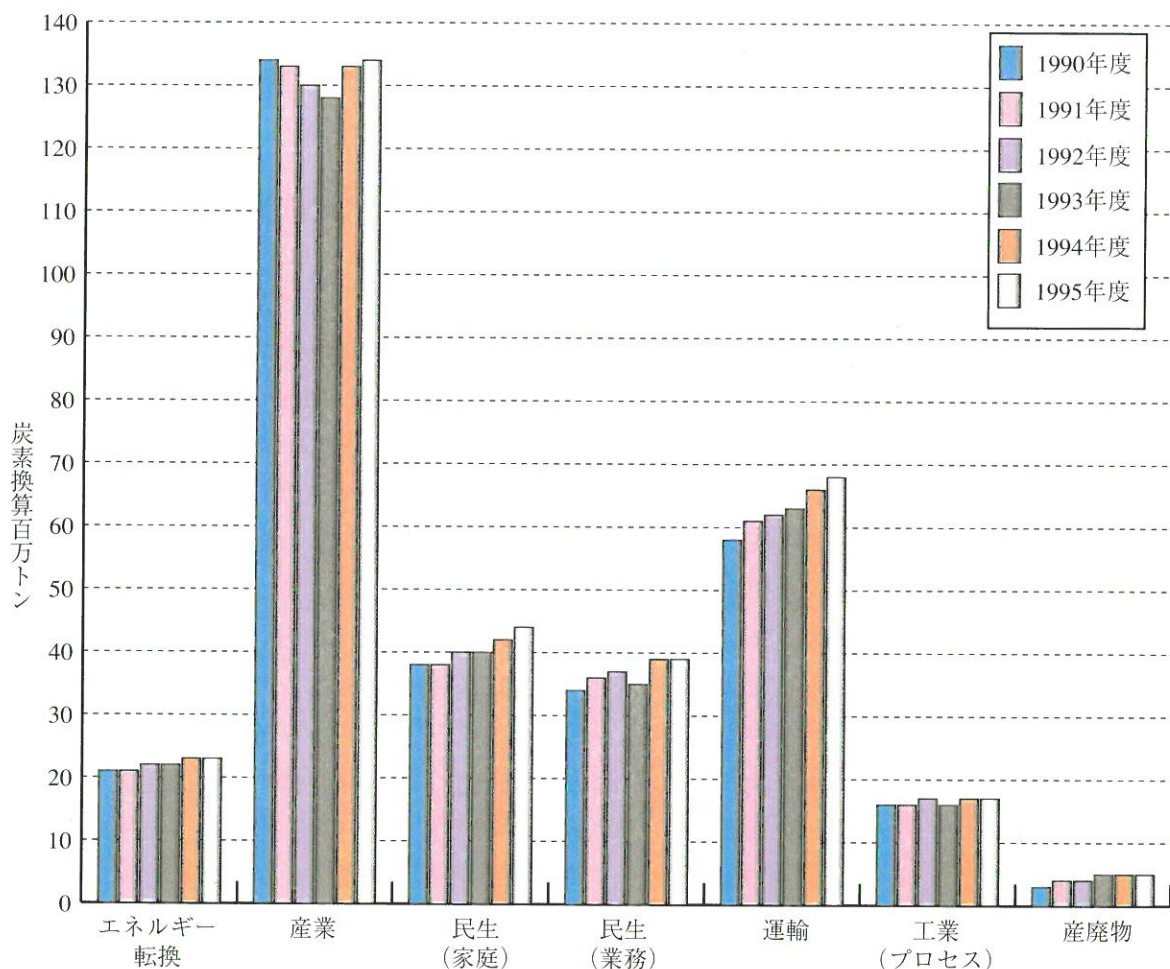
本市では二酸化炭素の大きな固定発生源がなく、今まで対策がなされていませんでした。しかし、二酸化炭素の発生は、人間の社会経済活動によるところが大きいことから、排出削減への取組みとして、私たちの日常生活の中で実行できる「自動車交通」、「省エネルギー」の問題を重点に取り上げる必要があります。課題への取組みを進めるために、地球温暖化についての情報提供を行うとともに、説得力のある広報、PRをする必要があります。

### 「自動車交通」

市内には国道134号線や県道等の主要道があり、市内外の自動車が1日を通じて相当数通過しています。JR逗子駅周辺等の市中心地は、朝夕の通勤通学時間帯等での混雑が目立ち、雨天時の渋滞は深刻な状況です。市内の自動車登録台数は、年々増加する傾向にあります。

マイカー等の利用を控え、公共交通機関の利用や自転車の活用の促進、アイドリングストップの促進や、パークアンドライド等のソフト手法を検討する必要があります。

日本の二酸化炭素排出量の部門別内訳の推移

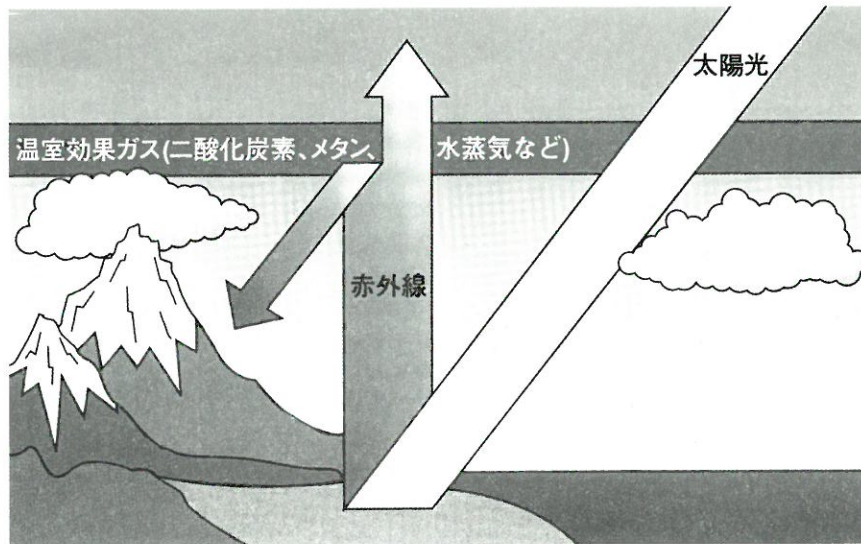


出典) 環境庁資料



出典) 関東運輸局神奈川陸運支局

地球温暖化メカニズム



出典) 環境庁資料

### 「省エネルギー」

日常生活の中で私たちが利用しているエネルギーは、その生産から消費の過程で二酸化炭素の排出を伴っています。また、水道の利用や排出されたごみの処理などでも二酸化炭素の排出につながります。

本市における電力・水需要は、年々増加する傾向にあります。市民一人ひとりが日常生活による二酸化炭素の排出を意識し、省エネルギーへの取組みを行う必要があります。また、太陽光等の新エネルギーを実用化し普及する必要があります。

(参照)

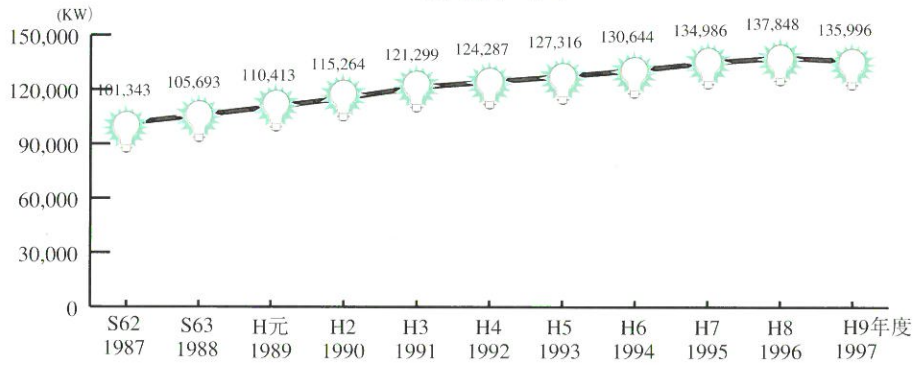
「第4章施策の方向」で関連する項目

第1節 1 大気保全 4 化学物質 10 居住空間の整備

第2節 3 水の循環利用 4 エネルギーの効率的利用

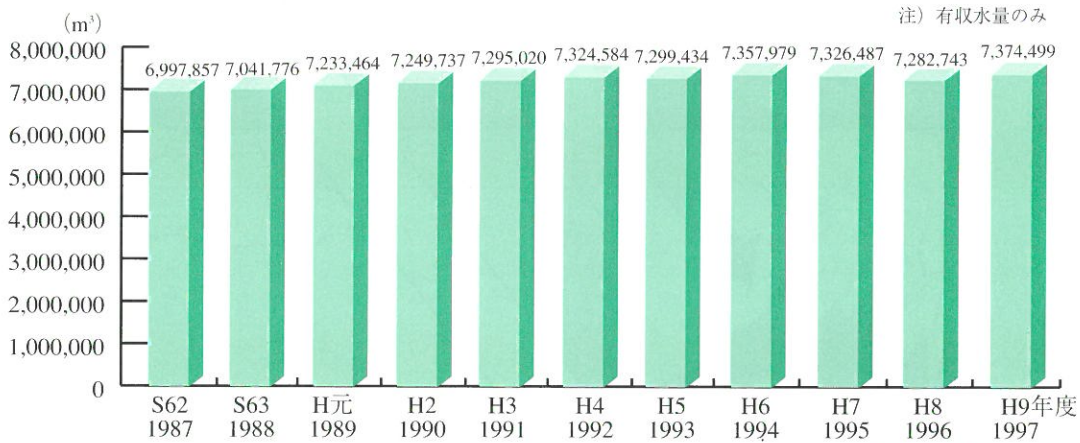
第4節 1 地球温暖化の防止 3 その他の地球環境の保全

電力需要の推移



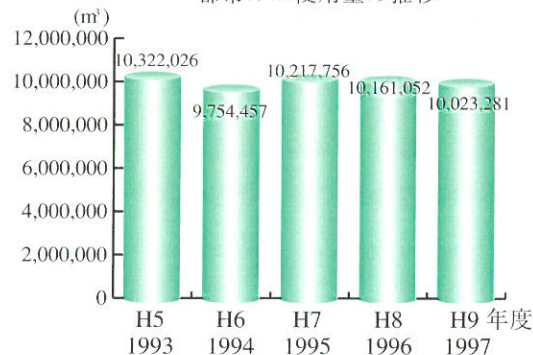
出典) 東京電力(株)横須賀営業所調べ(各年度3月31日現在)

給水量の推移



出典) 水道事業統計年報

都市ガス使用量の推移



出典) 東京ガス(株)湘南支社調べ